

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 758・2022/01/11～2022/01/17

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国家市场监督管理总局关于推进企业信用风险分类管理 进一步提升监管效能的意见 2
- 国务院关于印发“十四五”数字经济发展规划的通知..... 2
- 国务院办公厅关于做好跨周期调节进一步稳外贸的意见..... 3
- 上海市外商投资项目核准和备案管理办法.. 4
- 浙江省落实区域全面经济伙伴关系协定三年行动计划（2022-2024）..... 4

二、里兆解读

- 以案说法:企业调查取证VS员工隐私权(连载之一/共三篇)..... 5

三、近期热点话题..... 9

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 企業の信用リスク分類管理を推進し、監督管理機能を更に向上させることに関する国家市場監督管理総局による意見..... 2
- 「第十四次五か年計画」デジタル経済発展計画公布に関する国務院による通知..... 2
- クロスセクター的な調整を貫徹し、対外貿易を更に安定させることに関する国務院弁公庁による意見..... 3
- 上海市外商投資プロジェクト認可及び届出管理弁法..... 4
- 浙江省において、地域的な包括的経済連携協定を着実に実施するための三年行動計画（2022-2024）..... 4

二、里兆解説

- 判例からの考察:企業の調査・証拠収集 VS 従業員のプライバシー権(連載の一/全三回)..... 5

三、トピックス..... 9

一、最新中国法令

● 国家市场监督管理总局关于推进企业信用风险分类管理 进一步提升监管效能的意见

【发布单位】国家市场监督管理总局

【发布文号】国市监信发〔2022〕6号

【发布日期】2022-01-13

【内容提要】该意见提出用3年左右的时间，全面实施企业信用风险分类管理，有效实现企业信用风险监测预警等，并提出建立企业信用风险分类指标体系、全面有效归集企业信用风险信息、按照信用风险状况对企业实施自动分类若干重点工作。其中包括：

- 各省级市场监管部门统一负责对本辖区企业进行信用风险分类，按照信用风险状况由低到高将企业分为信用风险低（A类）、信用风险一般（B类）、信用风险较高（C类）、信用风险高（D类）四类。
- 对A类企业，可合理降低抽查比例和频次，除投诉举报、大数据监测发现问题、转办交办案件线索及法律法规另有规定外，根据实际情况可不主动实施现场检查；对B类企业，按常规比例和频次开展抽查；对C类企业，实行重点关注，适当提高抽查比例和频次；对D类企业，实行严格监管，有针对性地大幅提高抽查比例和频次，必要时主动实施现场检查。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://gkml.samr.gov.cn/...>

● 国务院关于印发“十四五”数字经济发展规划的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2021〕29号

【发布日期】2022-01-12

一、最新中国法令

● 企業の信用リスク分類管理を推進し、監督管理機能を更に向上させることに関する国家市场监督管理总局による意見

【発布機関】国家市场监督管理总局

【発布番号】国市監信発〔2022〕6号

【発布日】2022-01-13

【概要】本意見において、3年前後の時間をかけて、企業の信用リスク分類管理を全面的に実施し、企業の信用リスクに対するモニタリング、早期警戒などを効果的に実現させることを目標として掲げるとともに、企業の信用リスク分類指標体系を構築し、企業の信用リスク情報を全面的且つ効果的に集約し、信用リスク状況に基づき、企業に対して自動分類を実施するなど、重点的に取り組む必要のある事項についても提言している。具体的には、以下のものが含まれる。

- 各省級の市場監督管理部門が本管轄区内の企業に対して信用リスク分類管理を実施し、信用リスクが低いものから順に4つに分類する（信用リスクが低いものをA類、信用リスクが普通のをB類、信用リスクがやや高いものをC類、信用リスクが高いものをD類とする）。
- A類企業については、抽出検査の割合及び頻度を合理的に引下げることができ、通報及び苦情申立、ビッグデータのモニタリングで問題が発見された、事案の手がかりとして引き渡す若しくは転送する場合及び法律法規に別途定めがある場合を除いては、実情に基づき、現場検査を行わないこともできるものとする。B類企業については、標準的な比率及び頻度に従い抽出検査を実施する。C類企業については、重点的に着目しながら、抽出検査の割合及び頻度を適宜引き上げる。D類企業については、監督管理を厳格に実施し、抽出検査の割合及び頻度を必要に応じて大幅に引き上げ、必要であれば、現場検査を実施する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<https://gkml.samr.gov.cn/...>

● 「第十四次五か年計画」デジタル経済発展計画公布に関する国务院による通知

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2021〕29号

【発布日】2022-01-12

【实施期间】2021-2025

【内容提要】该规划提出, 2035 年力争形成统一公平、竞争有序、成熟完备的数字经济现代市场体系, 数字经济发展水平位居世界前列, 并为此部署了加快推动数字产业化、提升公共服务数字化水平、完善数字经济治理体系、强化数字经济安全体系、拓展数字经济国际合作等八个方面重点任务。其中包括:

- 瞄准传感器、量子信息、网络通信、集成电路、关键软件、大数据、人工智能、区块链、新材料等战略性前瞻性领域, 提高数字技术基础研发能力。
- 加大服务业开放力度, 探索放宽数字经济新业态准入, 引进全球服务业跨国公司在华设立运营总部、研发设计中心、采购物流中心、结算中心。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.gov.cn/...>

● 国务院办公厅关于做好跨周期调节进一步稳外贸的意见

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2021〕57 号

【发布日期】2022-01-11

【内容提要】该意见提出稳定加工贸易发展、提升贸易自由化便利化水平、推进人民币跨境贸易结算等 15 条政策措施。其中包括:

- 暂免征收加工贸易企业内销税款缓税利息至 2022 年底。
- 进一步提升跨境贸易便利化水平, 降低进出口环节合规成本。继续加快出口退税进度, 2022 年税务部门办理正常出口退税的平均时间压缩至 6 个工作日以内。
- 扩大经常项目人民币跨境使用。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.gov.cn/...>

【实施期间】2021-2025

【概要】本計画では、2035 年を目処に統一性、公平性、秩序ある競争が確保された、成熟したデジタル経済現代市場体系を形成し、デジタル経済発展水準が世界上位を占めるようにすることを目標として掲げた上で、産業のデジタル化を加速させること、公共サービスのデジタル化水準を向上させること、デジタル経済のガバナンス体系を整備すること、デジタル経済のセキュリティ体系を強化すること、デジタル経済の国際提携を拡張する等、8 つの面に係る重点任務を掲げている。具体的には、以下のものが含まれる。

- センサー、量子情報、ネットワーク通信、集積回路、重要ソフトウェア、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、新素材等、発展の牽引役となるような将来性のある分野に照準を当てて、デジタル技術の基礎的研究開発能力を向上させる。
- サービス業の対外開放を強化し、デジタル経済における新業態の参入規制を緩和することについて検討する。グローバルサービス業多国籍会社の運営本部、研究開発設計センター、調達物流センター、決済センターの中国への呼び込みを行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.gov.cn/...>

● クロスシクリカルな調整を貫徹し、対外貿易を更に安定させることに関する国务院弁公庁による意見

【発布機関】国务院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2021〕57 号

【発布日】2022-01-11

【概要】本意見において、加工貿易の発展安定化、貿易の自由化、円滑化水準の向上、人民元建てのクロスボーダー貿易決済の推進等、15 項目の政策措置を打ち出している。具体的には以下のものが含まれる。

- 加工貿易企業の国内販売に係る税金の延滞利息徴収を当面の間、免除する措置を 2022 年末まで実施する。
- クロスボーダー貿易の円滑化水準を更に向上させ、輸出入段階に係る費用を引下げる。輸出税還付手続きのスピードアップを引き続き図り、2022 年において、税務部門における通常の輸出税還付手続きの平均所要時間を 6 業務日以内に短縮する。
- 経常項目下の人民元クロスボーダー一使用を拡大する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.gov.cn/...>

● 上海市外商投资项目核准和备案管理办法

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府规〔2021〕19号
【发布日期】2022-01-12
【实施日期】2022-03-01 至 2027-02-28
【内容提要】该办法适用于外国投资者、外商投资企业在本市新建或者并购涉及固定资产投资的项目。

- 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下统称“负面清单”）规定的非禁止投资领域内，按规定实行核准管理。

其中，总投资（含增资）3 亿美元以下的项目，由市发展改革委核准；总投资（含增资）3 亿美元及以上的项目的核准，按照国家有关规定执行。

- 负面清单之外领域的项目，按照内外资一致原则实施管理。

属于《上海市政府核准的投资项目目录细则》第一至十条所列的外商投资项目，按照规定实行核准管理。其余的按照规定实行备案管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

中文版

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220112/015bd80f6e364347887716aafc772b1d.html>

英文版

<https://www.shanghai.gov.cn/nw48051/20220112/df18548a93154571b0a867213c50284c.html>

官方图解

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220112/5fb9c6eb877a44468f806200c8138fa0.html>

● 浙江省落实区域全面经济伙伴关系协定三年行动计划（2022-2024）

【发布单位】浙江省外贸工作领导小组办公室
【发布文号】浙外贸组办〔2021〕4号
【发布日期】2022-01-11
【实施日期】2022-2024
【内容提要】该文件提出大力发展货物贸易、促进服务贸易发展、深化双向投资合作、拓展对日合作等八方面重点任务。其中包括：

● 上海市外商投资项目核准及备案管理办法

【发布機關】上海市人民政府
【发布番号】滬府規〔2021〕19号
【発布日】2022-01-12
【実施日】2022-03-01 から 2027-02-28 まで
【概要】本弁法は外国投資者、外商投資企業による上海市における固定資産への投資を伴う新設又は合併買収プロジェクトに適用する。

- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下、「ネガティブリスト」と総称する）に規定される、投資を禁止しない分野に対して規定に従い、認可制による管理を実施する。そのうち、投資総額（増資を含む）が3億米ドル未満のプロジェクトは、上海市發展改革委員会が審査の上認可するか否かを決定するものとし、投資総額（増資を含む）が3億米ドル以上のプロジェクトは、国の関連規定に従って取り扱うものとする。
- ネガティブリスト以外の分野のプロジェクトは、国内資本・外資一致の原則に従い、管理を実施するものとする。「上海市政府が認可する投資プロジェクトリスト細則」第一条から第十条に掲げる外商投資プロジェクトに対して、規定に従い、認可制による管理を実施する。他のものについては、規定に従い、届出制による管理を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

中文版

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220112/015bd80f6e364347887716aafc772b1d.html>

英文版

<https://www.shanghai.gov.cn/nw48051/20220112/df18548a93154571b0a867213c50284c.html>

公式サイトの図解

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220112/5fb9c6eb877a44468f806200c8138fa0.html>

● 浙江省において、地域的な包括的経済連携協定を着実に実施するための三年行動計画（2022-2024）

【发布機關】浙江省對外貿易作業指導チーム事務局
【发布番号】浙外貿組弁〔2021〕4号
【発布日】2022-01-11
【実施日】2022-2024
【概要】本文書において、物品貿易の発展に注力すること、サービス貿易の発展を推進すること、双方向の投資提携を推進すること、日本との提携拡張等、8つの面に

- 加大制造业研发、航空物流、教育等重点领域开放力度，深入研究 RCEP 国家服务具体承诺表。
- 深化外商投资项目审批便利化，清理调整与 RCEP 投资规则不相适应的投资管理措施。
- 探索建立针对 RCEP 国家的外资招商项目库和企业库，加大对日韩、新加坡等 RCEP 国家在汽车、信息技术、新材料、交通运输、文旅健康等产业的招商引资力度。
- 拓展对日合作。扩大农产品、机电产品、纺织服装出口。扩大中间品和高新技术产品、消费品进口。以日本关东、关西以及中小企业聚集区为重点，聚焦日本世界 500 强、行业领军企业和技术先进型中小企业，开展新一代信息技术、高端装备、高端化工、新能源新材料等产业靶向招商。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zcom.zj.gov.cn/art/2022/1/11/art_1229268089_2389165.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- 以案说法：企业调查取证 VS 员工隐私权（连载之一/共三篇）

近年来，企业合规要求不断升级，对于员工可能的违纪违规甚至违法行为，企业通常会内部或委托外部机构进行调查。调查过程中，稍有不慎，取证方式就有可能侵犯员工的隐私权，取得的证据也会因合法性问题而得不到法院认可。鉴于此，本文针对实务中企业常用的调查取证方式，结合司法判

係る重点任務を掲げている。具体的には、以下のものが含まれる。

- 製造業における研究開発、航空物流、教育などの重点分野における対外開放を拡大し、RCEP 参加国のサービスに係る約束表を更に研究する。
- 外国投資者の対中投資プロジェクトに対する審査許可手続きの円滑化を推進し、RCEP 投資ルールに見合わない投資管理措置の見直しと調整を行う。
- RCEP 参加国を対象とした外資企業誘致プロジェクトデータベース及び企業データベースの構築について検討し、自動車、情報技術、新素材、交通運輸、文化観光健康等の産業への日本、韓国、シンガポール等 RCEP 参加国からの投資誘致を強化する。
- 日本との提携を拡張する。農産物、機械電気製品、紡績アパレルの輸出を拡大する。半製品、ハイテク製品、消費財の輸入を拡大する。日本の関東、関西及び中小企業集積区を重点対象として、日本のフォーチュン・グローバル 500、業界内のリーディング企業、技術先進型中小企業に焦点をあてて、次世代情報技術、ハイエンド設備、ハイエンド化学工業、新エネルギー新素材等の産業をターゲットに投資誘致を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zcom.zj.gov.cn/art/2022/1/11/art_1229268089_2389165.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- 判例からの考察：企業の調査・証拠収集 VS 従業員のプライバシー権（連載の一/全三回）

近年、企業のコンプライアンス要求は絶えず高まり、従業員に生じ得る規則違反ひいては違法行為について、企業は通常、内部で又は外部機構に依頼して調査を行う。調査の過程において、ややもすると、証拠の収集方法によっては従業員のプライバシー権が侵害されたり、取得した証拠が適法性の問題で裁判所に認められな

例，对取证方式合法性进行分析，并提出合规建议。

一、概念厘清

(一) 员工隐私权

《民法典》第 1032 条规定，自然人享有隐私权。任何组织或者个人不得以刺探、侵扰、泄露、公开等方式侵害他人的隐私权。隐私是自然人的私人生活安宁和不愿为他人知晓的私密空间、私密活动、私密信息。

劳动者作为自然人，当然享有上述隐私权，并受法律保护。但是，由于劳动关系的从属性，劳动者在劳动合同履行过程中势必需要让渡自己的部分隐私权，以符合用人单位用工管理的要求。因劳动者隐私权与用人单位管理权之间存在的矛盾性，实务中又无法明确划分两者的界线，较容易产生纠纷。

(二) 证据合法性原则

证据存在三性：真实性、合法性、关联性。对于证据合法性，除了证据形式符合法律规定之外，证据的来源也要符合法律规定。

根据《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》第 106 条，对以严重侵害他人合法权益、违反法律禁止性规定或者严重违背公序良俗的方法形成或者获取的证据，不得作为认定案件事实的根据。

此处，对于“侵害他人合法权益”使用了“严重”一次，也就是说，针对隐私权，并不是所有侵害他人隐私权的取证行为都不能作为认定案件事实的根据，只有侵害达到严重程度时，才不被采用。¹

另外，《民法典》第 1033 条明确规定：“除法律另有规定或者权利人明确同意外，任何组织或者个人不得实施下列侵害隐私权的行为：（1）以电话、短信、即时通讯工具、电子邮件、传单等方式侵扰他人的私人生活安宁；（2）进入、拍摄、窥视他人

住或者私密空间、私密活动、私密信息；（3）拍摄、窥视他人私密活动；（4）处理他人私密信息；（5）公开他人私密信息；（6）公开他人私密活动；（7）公开他人私密空间；（8）其他侵害隐私权的行为。”

一、概念を明確にする

(一) 従業員のプライバシー権

「民法典」第 1032 条では、自然人はプライバシー権を有すると定めている。いかなる組織又は個人も、他人のプライバシーを偵察し、侵し、漏洩し、公開する等の方法をもって他人のプライバシー権を侵害してはならないとしている。プライバシーとは、自然人の私生活の平穩、並びに他人に知られたくない私的空間、私的活動、及び私的情報をいう。

労働者は自然人として当然、上述のプライバシー権を有し、且つ法律で守られている。しかし、労働関係の從属性のため、労働者は労働契約の履行過程において、使用者の雇用管理要求を満たすため、必ず自己のプライバシー権の一部を譲渡する必要がある。労働者のプライバシー権と使用者の管理権との間には相対するところがあるため、実務上は両者の境界線を明確にすることができず、紛争が生じやすい。

(二) 証拠の適法性原則

証拠には、真実性、適法性、関連性という 3 つの性質がある。証拠の適法性については、証拠の形式が法律の規定に適合するほか、証拠の出所も法律の規定に合致していなければならない。

『《中華人民共和國民事訴訟法》の適用に関する最高人民法院による解釈』第 106 条によると、他人の適法權益を著しく侵害したり、法律の禁止規定に違反したり、公序良俗に著しく反する方法で形成され、又は取得された証拠は、事案の事實認定の根拠としてはならないとされている。

ここでは、「他人の適法權益の侵害」について「著しい」という表現を使用しているが、つまり、プライバシー権については、他人のプライバシー権への侵害に関する全ての証拠収集行為がいずれも事案の事實認定の根拠とならないというわけではなく、その侵害が「著しい」とされる程度に達した場合に限り採用されないのである。¹

なお、「民法典」第 1033 条において、次のように定められている。「法律に別段の規定がある場合又は権利者の明確な同意を得た場合を除き、いかなる組織又は個人も、以下のプライバシー権侵害行為を行ってはならない。（1）電話、ショートメール、インスタントメッセージ、

¹ 在《最高人民法院关于新民事证据规定理解与适用》中，专门提出：“在判断非法证据时应谨慎为之，以利益衡量原则为标准进行。即对取得证据方法的违法性所损害的利益与诉讼所保护的利益（忽略取证方法的违法性所能够保护的利益）进行衡量，以衡量的结果作为判断非法证据的重要考量因素。如果取证方法的违法性对他人权益的损害明显弱于违法性所能够保护的利益，则不应判断该证据为非法证据。”

¹ 「最高人民法院の新民事証拠規定の理解と適用」において、個別に以下の通り打ち出している。「不法証拠の判断は慎重に行われなければならない。利益評定の原則に基づき行うものとする。即ち、証拠取得方法の違法性によって損なわれる利益と、訴訟によって保護される利益（証拠取得方法の違法性により保護されることができる利益は度外視する）を評定し、その評定結果を不法証拠を判断するための重要な判別要素とする。証拠収集方法の違法性による他人の權益に対する損害が、違法性により保護されることができる利益より著しく弱い場合には、当該証拠を不法証拠と判断すべきではない。」

的住宅、宾馆房间等私密空间；(3) 拍摄、窥视、窃听、公开他人的私密活动；(4) 拍摄、窥视他人身体的私密部位；(5) 处理他人的私密信息；及(6) 以其他方式侵害他人的隐私权。”，所以，在司法实践中，如果用人单位采取了上述法律禁止的调查取证方式，相应的证据通常会被排除。

二、以案说法

(一) 录音、录像证据

在实务中，为了取证而录音、录像是比较常见的。比如，当企业与员工发生了相关争议，而企业当时又没有及时保存证据时，企业有可能考虑电话并录音的方式，通过沟通还原当时的场景，进行证据固定。那么，随之而来的就是，录音录像的合法性问题。针对该问题，通常不能一概而论，需结合录音、录像的方式、场所及内容等因素进行综合判断，具体如下：

1. 未经员工同意私自录音

案例 1：(2020) 鲁 01 民终××号

【案件简介】：

李某要求××公司根据劳动合同向其支付工资报酬，并提交了劳动合同原件等证据。对此，公司方提交了法定代表人张某与其之间的谈话录音，录音可以确认公司的印章实际由李某控制、使用，劳动合同虽加盖有公司的印章，但并不能确定为该公司的真实意思，录音也显示出李某自认为公司的出资方。对此，李某主张，对录音不具有合法性，首先，公司提供的录音在李某办公室录音，未经李某许可；其次，录音中多处涉及李某隐私，侵害了李某的合法权益；最后公司法定代表人张某在陈述过程中，多次诱导李某进行陈述。

【法院审理】：

李某主张谈话录音不应作为认定案件事实的依据，无事实及法律依据，不予支持。

【律师分析】：

很多人都存在这样的误解，认为未经对方同意私自录音是违法的。1995 年最高人民法院发布的《关于未经对方当事人同意私自录制其谈话取得的资料不能作为证据使用的批复》规定，未经对方当事人同意私自录制其谈话，系不合法行为，以这种手段取得的录音资料，不能作为证据使用。但是，该《批

电子メール、チラシ等の方式により他人の私生活の平穩を妨害すること。(2) 他人の住居、ホテル等の私的空間に侵入し、撮影又は覗き見すること。(3) 他人の私的活動を撮影し、覗き見、盗聴し、又は公開すること。(4) 他人の身体の私的部位を撮影し、覗き見すること。(5) 他人の私的情報を処理すること。(6) その他の方式により他人のプライバシー権を侵害すること。」従って、司法実践において、もしも使用者が上述の法律上禁止される調査・証拠収集方法を採用したのであれば、相応の証拠は通常、排除されることになる。

二、判例から考察する

(一) 録音・録画の証拠

実務取扱において、証拠収集のために録音・録画されることはよくある。例えば、企業と従業員との間で紛争が生じたが、企業が遅滞なく証拠を保管していなかった場合には、電話をかけて録音するなどして、口頭のコミュニケーションにより当時の状況を再現して証拠を固めていくことも考えられる。それに伴うのは、録音・録画の適法性の問題である。この問題については通常、一概には言えないが、録音・録画の方式、場所及び内容等の要素を踏まえて、総合的に判断しなければならない。具体的には、次の通りである。

1. 従業員の同意を得ずに、無断で録音したもの

判例 1：(2020) 魯 01 民終××号

【事案概要】

李某は、××社に労働契約に基づいて賃金を支払うよう要求し、且つ労働契約の原本等の証拠を提出した。これについて、会社側は、法定代表者である張某と李某との間の対話の録音を提出した。当該録音から、会社の印鑑は李某が実際に支配し、使用していることが確認された。労働契約には会社の印鑑が捺印されているが、会社の真実の意思とは確認できない。当該録音から、李某は自身が会社の出資者であることを自ら認めていることが分かった。これについて、李某は、「録音に適法性はない」と主張した。その理由としては、以下の通りである。まず、会社が提供した録音は、李某の事務室で録音され、李某の許可を受けていない。次に、録音中の多くの箇所が李某のプライバシーに抵触し、李某の適法な権益を侵害している。また、会社の法定代表者である張某は、陳述の過程において李某に数回にわたり陳述を誘導している。

【法廷での審理】

李某は、「対話の録音は事案の事実認定の根拠にはならない」と主張したが、事実や法的根拠がないため、当該主張は支持しない。

【筆者の分析】

相手の同意を得ない録音は違法であると誤解している人は多い。1995 年に最高人民法院が公布した「相手方当事者の同意を得ず無断でその対話を録音して取得した資料を証拠として使用することができないことに関する回答書」では、相手方当事者の同意を得ずにその対話を録音することは違法行為であり、このような手段で

复》已经被新的证据规则所替代。

实践中,目前多数法院秉持公共场所无隐私的原则,认为在公共场所未经对方许可录音(非安装窃听设备)并不侵犯他人隐私权,该类证据属于合法证据。所以,企业日后如需录音取证的话,建议在合理的场所进行,比如办公区域、会议室等,并且,录音谈话内容等尽量围绕争议事项进行,不要过多展开,以防谈话内容涉及到个人的隐私。

2. 工作手机中恢复的录音

案例 2:(2021)沪 01 民终××号

【案件简介】:

江某于 2019 年 7 月中旬入职××公司,工作两个月后,其提出离职。在工作期间,公司给江某配备了工作手机。离职后,公司通过专业技术手段恢复了江某工作手机中的电话录音,认定江某存在“飞单”行为。据此,公司起诉该员工,要求其赔偿商业利益损失。

【法院审理】:

法院认为,除法律另有规定或者权利人明确同意外,任何组织和个人不得实施窃听他人私密活动、处理他人私密信息等行为。××公司对劳动者履行工作职责进行管理监督,无可厚非,但××公司应当在合法合理的限度内行使权利。本案上海××公司确享有工作手机的所有权,但是其并未证明其已明确告知江某其会对运用该手机的通话予以录音并恢复数据,或已就恢复其通话信息取得了江某的明确同意,故对其该证据的合法性不予认可。

【律师分析】:

在该案件中,虽然公司享有手机的所有权,但其并未事先告知员工,其对通话进行了录音,也未告知员工其可能会通过技术手段恢复相关通话信息,正因如此,员工对于手机的通话内容具有合理的隐私期待性,故该等通话内容也具有了不愿为他人知晓的私密性,属于员工的隐私。公司的操作被法院认定为侵犯了员工的隐私权,因此取得的证据被排除使用。

对此,律师建议,对于配备工作手机或电脑的企业,可以事先明确告知员工:“对于公司提供的手机、电

取得した録音資料は、証拠として使用されることができないと定めていた。しかし、当該「回答書」は、新しい証拠規則に取って代わられている。

実践において、現在、多くの裁判所では、「公共場所においてプライバシーはない」という原則に基づき、公共場所でも相手方の許可を得ずに録音した(盗聴設備を設置していない)ことは、他人のプライバシー権を侵害するものではなく、そのような証拠は、適法な証拠であるとしている。従って、もしも企業が録音して証拠を収集する必要があるならば、例えば執務エリア、会議室等の合理的な場所で行うのがよい。また、話の内容が個人のプライバシーに及ぶことを避けるためにも、録音する対話の内容等は、なるべく紛争事項をめぐって行うようにし、話をあまり拡大しないほうがよい。

2. 業務用携帯電話における復元された録音

判例 2:(2021)滬 01 民終××号

【事案概要】

江某は 2019 年 7 月中旬に××社に入社し、2 カ月後に退職を申し出た。勤務期間において、会社は江某に業務用携帯電話を与えた。退職後、会社は江某の業務用携帯電話における通話録音を技術的手段をもって復元し、江某に「飛単行為」行為があると認定した(「飛単」とは、会社の従業員が取引先の商品需要情報を得た後、企業に報告せず、第三者に履行させ、それにより利益を得ることをいう)。従って、会社は提訴し、営業利益分の損害賠償を当該従業員に求めた。

【法廷での審理】

裁判所は、法律に別段の規定がある、又は権利者が明確に同意した場合を除き、如何なる組織や個人も他人のプライバシーな活動を盗聴したり、他人のプライバシーな情報を取り扱う行為を行ってはならないと判断した。××会社は、労働者の業務職責履行を管理・監督するのは当然であるが、適法かつ合理的な限度内で権利行使しなければならない。本事案において、上海××公司是業務用携帯電話の所有権を有しているものの、当該携帯電話の通話を録音し、且つ携帯電話におけるデータを復元することを明確に江某に告知し、又は江某の通話情報を復元することについて、江某から明確な同意を得たことを証明できないため、当該証拠の適法性を認めない。

【筆者の分析】

本事案において、会社は、携帯電話の所有権を有しているが、当該携帯電話の通話を録音し、技術的手段を通じて携帯電話における通話情報を復元する可能性があることを従業員に告知しなかった。だからこそ、従業員は、携帯電話の通話内容に対し合理的なプライバシーとしての期待値を抱いており、よってこれらの通話内容も他人に知られたくない私密性を有するものであり、従業員のプライバシーに該当する。会社は運用において従業員のプライバシー権を侵害したと裁判所に認定されたため、取得した証拠は採用されなくなった。

従って、筆者の考えとして、業務用携帯電話やパソコンを貸与している企業の場合は、「会社が提供する携帯

脑等设施、设备，仅供工作目的之使用，不得处理任何个人事务，并且，公司有权随时查阅、获取该类设施或设备中的数据（含通过技术手段恢复已删除的设施和设备中的数据）”。此种操作，一定程度上可以降低员工对手机、电脑内容的隐私期待性，通过技术手段恢复的通话记录获得法院认可的可能性会提高。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续对“录音、录像证据”之“监控录像证据”、“跟踪拍摄证据”，以及“搜查、监控证据”之“搜查、监控公司配备的电脑、电子邮箱获得的证据”、“未经员工同意或超出员工授权范围，搜查员工个人物品”进行案例解读。

（作者：里兆律师事务所 董红军、张玉娟）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《公司法（修订草案）》
- 《个人信息保护法》内部培训会、个人信息管理规则及同意书等文件

電話、パソコンなどの装置、設備は、業務目的だけに使用されるものであり、如何なる個人的な事項も取り扱ってはならない。また、会社は、これらの装置又は設備におけるデータ(装置及び設備の中の削除されたデータを技術的手段で復元することを含む)をいつでも閲覧、取得する権利がある」と事前に明確に従業員に伝えておくほうがよいと思われる。そのようにするならば、携帯電話やパソコンの内容に対する従業員のプライバシーへの期待値をある程度抑えることができ、技術的手段で復元された通話記録が裁判所に認められる可能性が高くなる。

紙面に限りがあるため、ひとまず上記内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、「録音・録画の証拠」における「防犯カメラの映像証拠」、「尾行・追跡して撮影することによる証拠」及び「検査・監視証拠」における「会社が提供したパソコン、電子メールを検査・監視することにより取得した証拠」、「従業員本人の同意を得ることなく、又は従業員の授權範囲を超えて従業員の私物を検査する」を判例からさらに読み解く。

（執筆：里兆法律事務所 董红军、张玉娟）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「会社法（改正草案）」
- 「個人情報保護法」の社内研修会、個人情報管理規則及び同意書などの文書